

沼津市 清水町

沼津市新中間処理施設に関する基本合意書

沼津市及び清水町は、沼津市が新たに整備及び運営管理を行う中間処理施設（以下「新中間処理施設」という。）に関する基本的事項について、下記のとおり合意する。

記

1 事務の委託及び範囲

沼津市は、新中間処理施設の供用開始後、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、清水町から、同町の区域から発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの焼却等中間処理に係る事務を受託するものとする。

2 建設地

新中間処理施設の建設地は、沼津市上香貫二ノ洞及び山ヶ下町地内とする。

3 費用負担

沼津市が行う新中間処理施設の整備及び運営管理に要する費用の一部を清水町が負担するものとし、その額は、以下により算定する。

- (1) 建設費は、20%を均等割、40%を人口割、40%を実績割とする。
- (2) 運営管理費は、全て実績割とする。
- (3) 清水町は、1に定める受託に伴う事務経費の一部を負担する。

4 手続き

この合意に基づき、沼津市及び清水町は必要な手続きを執るものとする。

5 その他

可燃ごみの搬入の方法及び災害廃棄物の対応等本合意書に定めのない事項及び本合意書に疑義が生じた場合は、沼津市、清水町で協議の上決定するものとする。

上記基本合意を証するため、本書 2 通を作成し、沼津市長、清水町長において署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 4 月 11 日

沼津市長

頼 重 秀 一



清水町長

関 義 弘

